



地域安全連絡所とは

- ① 地域安全活動の拠点となるものです。
- ② おおむね、町会単位に1箇所設置されています。
- ③ 地域安全連絡所で活動される地域安全推進員は、地区防犯協会長が警察署長と連名で委嘱します。



☆地域安全活動とは

地域住民の生活に危険を及ぼす犯罪・事故・災害の被害を未然に防止するため、地域住民、自治体、警察が連携して推進する活動のことです。

地域安全情報の提供

- ・子どもに対する不審者の声掛け等、住民に不安を与える出来事
- ・防犯機器等の紹介等や犯罪・事故・災害の危険箇所

犯罪等の未然防止活動

- ・登下校時等の子ども安全パトロール等
- ・防犯座談会の実施

犯罪等に強い居住環境整備

- ・防犯カメラや防犯灯が必要な場所の整備

子ども・女性・高齢者等弱者保護

- ・独居老人、児童のみが在宅となる家庭等

困り事相談ネットワーク

- ・各種相談窓口の紹介、行政機関等への陳情等



青色パトロール隊

一般の自動車には回転灯を装備することは法律で禁止されていますが、警察から自主防犯パトロールを適正に行う事ができる証明を受けた団体が、自家用車に青色の回転灯を装備し、点灯させながらパトロール活動を行っています。

青色回転灯の光は不審者を遠ざけ住民の防犯意識を高めます。

☆子どもの安全見守りや街頭犯罪・空き巣などの犯罪抑止活動をしています。

令和2年現在、23団体45台の車、55名のボランティアの方々が活動されております。